

グループホーム事業者 様

柏市障害者グループホーム入居者家賃給付に係る申請及び請求方法のご案内

柏市では障害者グループホームの入居障害者に対して、実際に支払った家賃(原則特定障害者特別給付費を差し引いた額)の2分の1の額(100円未満の端数切り捨て)を月額25,000円を上限に家賃給付費として支給しております。

入居に係る家賃の給付費につきまして、**事業所による代理請求・代理受領方式として運用しております**のでご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

#### ■請求方法

(1) 指定請求様式を用いた、市への直接請求 ※請求様式は、柏市HPに掲載しています。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/2022051201.html>

(2) 国保連合会を経由した電子請求

※電子請求するには、事前に事業所指定手続き(柏市地域生活支援事業所)が必要です。  
ご不明な方はご連絡下さい。

#### ■給付費支給額

給付費支給額については、受給者証へ記載されます。

受給者証は、家賃給付費の支給申請内容を確認後、対象の利用者へ発送しますので、利用者がお持ちの受給者証をご確認ください。

なお、体験利用期間の家賃についても給付対象です。(※家賃から特定障害者特別給付費を差し引いた上で、自己負担がある場合)

体験期間中の日額料金や月途中から本入居時の日額料金を定めている場合は、ご教示ください。

#### ■申請書類の提出について

対象者に対して、以下5点の書類について市への提出をお願いしております。

共同生活援助(体験も含む)支給決定時に、書類一式を送付します。体験利用が終了後や本入居時に作成のご支援のほどよろしくお願いいたします。

(1) 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費支給申請書(指定様式)

(2) 共同生活住居契約家賃額証明書(指定様式)

※ただし、指定様式の内容を充足している証明書も代用可

(3) 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費代理受領委任状兼受任届

(4) 個人情報の取り扱いに係る同意書

(5) 福祉サービス受給者証(任意提出) ※提出は必須ではありません。受給者証(シール)のみの送付も可能です

■受給者証（シール）イメージ

（地）

地域生活支援サービスの支給決定内容	
障害支援区分	区分 1
認定有効期間	令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
サービス種別	グループホーム家賃給付
支給量等	グループホーム家賃給付 2500 単位/月
支給決定期間	令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

※1単位=10円 例：2,500単位/月 → 25,000円/月

■事業所へのご対応のお願い

・今後のご案内用として市で把握したいため、以下のメールアドレス宛にメール送付をお願いします。

宛先：柏市障害福祉課 info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

件名：グループホーム家賃給付費対象事業所メールアドレス

本文：①事業所番号（共同生活援助）②事業所名③電話番号④ご担当者様名

・家賃給付費対象の利用者に対してグループホーム家賃給付費の代理受領領収書の発行をお願いいたします（当該領収書の様式は自由様式となります）。

・入居後、以下の変更が生じた場合、各種届出の提出が必要となりますので、ご支援よろしくをお願いします。※書式はHPに掲載あり。

家賃額の変更 入居グループホームの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届(指定書式)</li> <li>・共同生活住居契約家賃額証明書の他、当該変更を証する書面</li> <li>・柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費代理受領委任状（入居グループホーム変更の場合のみ）</li> </ul>
生活保護の受給開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失権届（指定様式）、保護証明書</li> </ul>
退去したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去届（指定様式）</li> </ul>

■問い合わせ先

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

柏市福祉部障害福祉課 福祉サービス担当 請求班

電話 04-7167-1136

メールアドレス info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp